

## ICT活用工事 (ICT浚渫工) 試行要領 新旧対照表

| 要領                            | 条文             | 旧  | 新  |
|-------------------------------|----------------|--|--|
| ICT活用工事<br>(ICT地盤改良工)<br>試行要領 | ICT活用工事<br>第3条 | ICT活用工事とは、下記の①～④全ての施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。                                | CT活用工事とは、下記の①～⑤全ての施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。   |
|                               |                | ③ 3次元出来形測量<br>浚渫工が完了した後、「3次元データを用いた出来形管理要領(浚渫工編)(国土交通省)」に基づいて、出来形管理を行う。    | ③ICTを活用した施工<br>①で得られた測量データを用いて、施工箇所を可視化し、施工する。   |
|                               |                | ④ 3次元データの納品<br>③による施工管理データを工事完成図書として納品する。                                  | ④3次元出来形測量<br>浚渫工が完了した後、「3次元データを用いた出来形管理要領(浚渫工編)(国土交通省)」に基づいて、出来形管理を行う。                                   |
|                               |                |  | ⑤3次元データの納品<br>④による施工管理データを工事完成図書として納品する。   |
|                               | 第5条<br>積算      | 実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」及び「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等を用いるものとする | 実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」、「 <b>港湾請負工事積算基準(高知県土木部)</b> 」及び「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等を用いるものとする |